

市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

「秋田市暮らしに役立つサービス」をお手元に!

冊子「秋田市暮らしに役立つサービス(二左)」には、介護保険制度以外のサービスや、支援を行っている民間事業者・団体の情報が満載です。高齢のかた、障がいのあるかた、そのご家族のかたなど、みなさんに活用していただける内容で、エイジフレンドリーシテイの取り組みの一つです。お手元に、ぜひどうぞ。

配布場所▶長寿福祉課(市役所2階)、各市民SC、駅東SC、各地区コミセン、各地域包括支援センター
*市ホームページからもどうぞ。

◆広報ID番号 1033349

★例えばこんなサービスを掲載しています!
■外出時の付き添い

■宅配サービス ■見守りサービス

■家の片付けや整理

■スマートフォン操作 など

●問い合わせ

長寿福祉課 ☎(888)5666



冊子の表紙



←こちらのコードからもどうぞ

暮らしに役立つ

後期高齢者医療保険料の特別徴収開始をお知らせ

75歳になったかたは、後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります。



4月の年金から初めて保険料の引き落としが始まるかたへ、3月下旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。通知書に記載した保険料は令和3年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落とされる額です。令和4年度の所得から算定される令和5年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされませんが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

対象▶次の①②とも該当するかた

①介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた

②昨年6月1日から10月2日までに75歳になったかた

◆75歳になった時期によって、次のとおり保険料の引き落とし

開始月が異なります

■昨年10月3日から12月2日までに
なったかた↓今年6月から
■昨年12月3日から今年2月2日
までに
なったかた↓今年8月から
■今年2月3日から5月31日までに
なったかた↓今年10月から

●問い合わせ 後期高齢医療課

☎(888)5638

地域づくり交付金の事業提案を募集します

地域づくり交付金「地域配当分」
地域の魅力普及分



町内会などが行う、個性あ
る地域づくりや課題解決に
向けた活動を支援する地域
づくり交付金の事業を募集
します。令和5年度中に実施
され、完了する事業が対象で
す。申込方法など、詳しく
は市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1012470

対象事業▶地域団体による防災、防

犯、交通安全、環境整備・美化、世

代間交流などの公益的活動

交付額▶1件5万円以上50万円以下

申請期間▶4月17日(月)から5月15日

(月)まで

問い合わせ▶各地域ごとに各市民S

Cへどうぞ

中央市民SC ☎(888)5643

地域づくり交付金「市民公益活動・学生まちづくり部門」

市民活動団体の自由
性・機動性・多様性や、
学生らしい革新的なア
イデア・独創性・チャレ
ンジ精神を活かした事業を大募集!
令和5年度中に実施され、完了する
事業が対象です。申込方法など、詳
しくは市ホームページをご覧ください。



◆広報ID番号 1037306

①市民公益活動部門:市民活動団

体などの特性を活かした公益的

な事業。交付額は1件につき

5万円以上50万円以下(最大5年

②学生まちづくり部門:学生らし

い、粋にとらわれない柔軟な発

想力と行動力を活かした公益

的な事業。交付額は1件につき

5万円以上10万円以下(単年度)

申請期間▶4月3日(月)から5月10日

(水)まで

●問い合わせ

中央市民SC ☎(888)5642

*予算の成立状況により、内容などが変更になる場合があります。

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!

市外局番=☎018



人口減少・移住定住対策課
☎(8888)5487

令和5年1月末現在
()内は前年同月比
**令和4年度に
移住した世帯数
168世帯(+41)**
**令和4年度に
移住した人数
300人(+46)**

県に移住希望登録をし
秋田市へ移住したかた

バリアフリー
教室の様子



バリアフリー教室を開催しています。今年度は、6校で高齢者・視覚障がい者などの疑似体験や介助体験などを行いました。

◆**バリアフリー教室を開催**

市内の小学生を対象としたバリアフリー教室を開催しています。今年度は、6校で高齢者・視覚障がい者などの疑似体験や介助体験などを行いました。

市では、高齢のかたや障がいのあるかたなどの自立と社会参加を促すため、施設のバリアフリー化とともに、地域社会全体が相互に協力しあうことができるよう「心のバリアフリー」を推進しています。

一人一人の思いやりで
心のバリアフリーを

◆**バリアフリートイレの
適正利用にご協力ください**

バリアフリートイレは、車いすのかたや介助が必要なかたなどが利用するトイレです。一般トイレを利用できるかたは、バリアフリートイレの利用は控え、利用マナー向上にご協力をお願いします。

◆**「車いす等マーク」のついた駐車区
画の適正利用にご協力ください**

障がいのあるかたや要介護者、妊産婦などに利用証を交付して、駐車区画の適正利用を図る「障害者等用駐車区画利用制度」を実施しています。みなさん一人一人の利用マナー向上に、ご協力をお願いします。

また、施設を管理しているかたは、制度の趣旨をご理解の上、「障害者等用駐車区画」の設置にご協力ください。詳しくは、県地域・家庭福祉課へお問い合わせください。

☎(860)1342

【利用証】



車いす使用者用
(青色)



車いす使用者以外用
(緑色)

マイタウン・バスの
ダイヤ改正を行います

4月1日(土)にマイタウン・バスのダイヤ改正を行います。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◆**広報ID番号 1037400**

◆**対象路線**

西部線／北部線／東部線上北手コース・中北手コース

●**問い合わせ**

交通政策課 ☎(888)5766

**高齢者コインバス資格証
明書がICカード「シニア
アキカ」に変わりました**



高齢者コインバス事業は、満65歳以上のかたが市内の路線バスおよびマイタウン・バスを、1乗車につき100円で利用できる制度です。

4月1日(土)から、高齢者コインバス事業の実施方法が、「コインバス資格証明書からICカード「シニアアキカ」に完全移行しますので、1乗車100円で利用するためには「シニアアキカ」への切り替えが必要です。

*すでに「シニアアキカ」がお手元に届いているかたは、手続き不要です。

【シニアアキカの交付手続き方法】
①「引換証」の申請手続きが必要です

申請場所▶長寿福祉課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

*岩見三内・大正寺の各連絡所では即日交付はできません。

必要なもの▶運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなどの身分

証明書(代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書も必要です)

*新たに対象となるかた(満65歳を迎えるかた、秋田市に転入した満65歳以上のかた)には「引換証」を郵送しますので手続きは不要です。

②次の秋田中央交通窓口で、シニアアキカ交付の手続きをしてください(初回交付は無料です)

交付場所▶秋田駅東口バス案内所(秋田駅東口バス乗り場)、長崎屋バス案内所(ドン・キホーテ秋田店バスターミナル)、秋田営業所(川尻大川反)、臨海営業所(寺内蛭根)

必要なもの▶①で受け取った引換証、運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなどの身分証明書

●**問い合わせ**

シニアアキカ引換証について

長寿福祉課 ☎(888)5666

シニアアキカの使い方について

コールセンター ☎(872)0622